

# 「北海道小規模企業振興条例・方策」の検討について

経済部地域経済局中小企業課

施行から5年を経過した北海道小規模企業振興条例・方策について、北海道商工業振興審議会に「北海道小規模企業振興条例・方策検討部会」を設置し、見直し等について検討いただく。

## 1. 概要

道内企業の約9割を占め、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手である小規模企業の振興を図るため、平成28年4月1日に施行された「北海道小規模企業振興条例」について、施行から5年を経過したことから、現在の小規模企業の状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、本条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて見直し等必要な措置を講ずる。

合わせて、平成28年7月に策定し、概ね5カ年を推進期間とする「北海道小規模企業振興方策」について、次期方策を検討する。（現方策の推進期間：平成28年度から5カ年程度）

### ○ 検討の根拠規程

(1) 北海道小規模企業振興条例（平成28年3月31日北海道条例第16号）

附則

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 北海道小規模企業振興方策（条例第17条）

第17条 道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策（以下この条において「小規模企業振興方策」という。）を策定するものとする。

2 道は、小規模企業振興方策を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 2. 条例・方策の性格

(1) 北海道小規模企業振興条例

- ・小規模企業の振興に関する基本理念を定めるもの。
- ・道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関連団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の役割等を明らかにするもの。
- ・道の施策の基本となる事項を定めるもの。
- ・以上により、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資するもの。

(2) 北海道小規模企業振興方策

道が条例に基づき、小規模企業の振興を図るために行う取組や関係機関との連携について取りまとめたもの。

## 3. 検討の視点について

道は次の視点を基本として、条例及び方策の検討を行う。

(1) 条例、方策の検討の視点

①北海道小規模企業振興条例

小規模企業の現状や社会経済情勢の変化などを考慮した場合、

- ・基本理念を見直す必要があるか。
- ・関係機関の役割を見直す必要があるか。
- ・道の施策の基本となる事項は見直す必要があるか。

②北海道小規模企業振興方策

小規模企業の現状や社会経済情勢の変化などを考慮した場合、

- ・現方策で掲げている小規模企業が抱える課題や、課題に対応するための展開方向や取組は適切なものとなっているか。
- ・小規模企業の新たな課題に対応するため、見直しや追加をするべき取組はないか。
- ・施策等を効果的に進めるため、道や関係機関はどのように連携して取り組んでいくべきか。
- ・設定したKPIは適切か。また、今後5カ年分をどう設定すべきか。

## (2) 主な社会経済情勢の変化

- ・少子高齢化により人口減少や労働力人口の減少加速
- ・胆振東部地震（平成30年9月）や十勝豪雨（平成28年8月）など近年、自然災害が頻発しているほか、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など新たな脅威の出現
- ・サンマ、イカ、サケの不漁など地域の基幹産業である水産業の原材料不足の影響
- ・地域の中心的大手企業の撤退等（日本製紙釧路工場の紙・パルプ事業の生産終了（令和3年8月）、王子マテリア名寄工場の閉鎖（令和3年度末）など）
- ・国際社会の共通目標としての持続可能な開発目標（SDGs）の設定
- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・地球温暖化への対応（ゼロカーボン北海道の推進）

審議会に部会を設置し、条例の見直し、次期方策について検討いただく

## 4. 部会での検討・対応

- (1) 北海道小規模企業振興条例の改正の有無、内容について  
小規模企業の現状や社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の改正の必要性や改正内容の検討を行う。  
検討結果については商工審に報告し、改正が必要な場合は、道がパブリックコメントや議会への条例提案などを経て改正する。
- (2) 北海道小規模企業振興方策について  
小規模企業の現状や社会経済情勢の変化等を勘案し、次期方策のあり方について検討を行う。  
検討結果については商工審に報告し、これをもとに道は、議会議論を経て策定する。

## 5. 検討及び道の改正・策定スケジュール

日程	内容	備考
R 3. 7. 27	第1回 北海道商工業振興審議会	部会設置
R 3. 8～10月 (後日調整)	第1回 条例・方策検討部会	
	第2回 条例・方策検討部会	
	第3回 条例・方策検討部会	
R 3. 11月頃	第2回 北海道商工業振興審議会	
R 3. 12～R 4. 1月頃	パブリックコメント	条例改正の場合（条例素案）
R 4. 2～3月	令和4年第1回定例道議会	改正条例案提案・次期方策案報告
R 4. 4. 1～	改正条例・新たな方策の施行	

## 6. 部会委員候補（選定根拠）

- (1) 小規模企業者（条例第5条）
- (2) 小規模企業関係団体（条例第6条）
- (3) 金融機関（条例第7条）
- (4) 大学等（条例第8条・・・学識経験者）
- (5) 小規模企業者以外の事業者（条例第9条）
- (6) 市町村（条例第10条）

### (参考)

#### ■中小企業・小規模企業の定義（中小企業基本法第2条第1項）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下